崎・飯浦兩村』とある飯浦は是である。 『天野安藝守遠政 所領能登國能登島 東方內野する部落。延久二年七月二日惟宗經光判書に、

HO ハンノウラ 飯ヶ浦 →ハンノウラ 半,

る山。高さ三一四米。地質第三紀層。 バンバヤマ 番場山 鳳至郡椋見の西に在

バンヒロナリ 伴禮成 一に今村氏とある。 な、その顧末を書いたものである。著者赤井 作正月之を桑名・小濱・福井の三藩に 引渡した、その顧末を書いたものである。著者赤井 を正月之を桑名・小濱・福井の三藩に 引渡した、その顧末を書いたものである。著者赤井 を正月之を桑名・小濱・福井の三藩に 引渡した、その顧末を書いたものである。

政年間に三州算題問答集を著した。

八矢長裕の子。祿五千石。元文三年火消役、八矢長裕の子。祿五千石。元文三年火消役、御家老、十二年加判、十三年若年寄を兼ねたが、天明二年限疾によつて職を止め、寬政三年四月隱居して知行の內五百石を受け、榮閑年四月隱居して知行の內五百石を受け、榮閑を離し、七年五月十八日七十四歳を以て歿した。

バンモチ 番持 重量を持上げ力を比べる 音姓の技で、石番持と米番持とがあつた。石 番持は五斗・六斗・八斗・一石の重量の川石を 指し上げ、米番持は俵米を扱ふもので、主と

ボンヤ 番屋 石川郡神合(もと鷺森及びボンヤ 番屋 石川郡神合(もと鷺森及び

(八、本町と地子町)。(八、本町と地子町)。

バンライ 晩類 →ナカエバンライ 中江

宮井光同の門人で、三池流の算法を習ひ、文

べンリ 萬里 →カナザハ 金澤(二、名

ヒアブリ 火災 寛永八年四月大原次右衛門の下吏、犀川法船寺門前に放火し、延焼しに處せられた。同十八年鐵炮組の者繼子を逆に處せられた。同十八年鐵炮組の者繼子を逆た。後世には磔刑を以てこの種の罪人を刑した。

ヒウガ 日向 石川郡中奥郷に属する部落。 ヒウガジンジヤ 日向神社 石川郡日向に 鎮座する。もとは白山の末社であらう。白山 宮莊嚴講中記錄建長六年の條に、白山御神奥 正月八日御出門、日向社に一日御留り、次日 十日國廳に振入れ奉つたことを記してある。 式內等舊社記に、『日向神社。中與郷日向村鎮 座。今稱。若宮八幡宮。郷中之舊社也。』とあ る。明治以降八幡神社と稱し、十六年若宮神 社と攺めた。

ヒウガマチ 日向町 金澤の舊町名。百姓 町の未、上本多町川御亭の入口邊を呼んだ。 町の未、上本多町川御亭の入口邊を呼んだ。 地町に顕してゐる。町名の來由は不明である。 世町に顕してゐる。町名の來由は不明である。 とウチイシ 燈石 能登物産志に、羽咋郡 の間のみの稱となつた。今は廢せられて、百 が開こる。町名の來由は不明である。

部落の東方に在る岬。 脚等の東方に在る岬。

(3)を殺見して梨谷小山焼に使用せられた。 て邑名となる。天保五年ことで能登吳須(満俺 とウチタニ 火打谷 羽咋郷堀松庄に屬す

領藤/谷内から流出、佛木領で 館開川に落合ふ。流程三粁許。

ヒウチタニガハ

火打谷川

羽咋郡火打谷

ヒエガユノジンジ 稗粥の神事 能登一宮 気多大神が、平國祭の際巡行して鹿島郡能登 比咩神社に至る時、供御に稗粥を献る祭儀が ある。往昔氣多大神がこゝで饑ゑ給うた時、 能登比咩の神がそれを捧げた古例によるとい

ヒエジンジャリョウ 日吉神社領 近江國日吉神社領が、能美郡能美庄及び石川郡大桑庄・永富庄に 在つたことは、元應元年十月の文書に見え、河北郡田上郷並びに金浦内が寄進せられたことは貞和三年七月の文書に見え

まする棟札に荒橋村とは記載するが、かの邑傳能登名跡志に、『東村とて小村あり。是に石瀬 地古の神社立給ふ。』とある。邑傳に、もと岩 瀬村というたが、岩瀬川に橋を架けた後荒橋 地古の神社立給ふ。』とある。邑傳に、もと岩 地方の神社立給ふ。』とある。邑傳に、もと岩 地方の神社立給ふ。』とある。邑傳に、もと岩